



むら第214号

平成24年6月13日

農林水産省農村振興局長 様

(九州農政局長経由)

熊本県知事 蒲島 郁夫



熊本県における特認基準の変更について (提出)

このことについて、特認基準を変更したいので中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用 (平成12年4月1日付け12構改B第74号構造改善局長通知) の第3の12の(2)に基づき、下記関係書類を添えて提出します。

記

1 特認基準

別紙1のとおり



(別紙1)

1 特認基準を変更する理由及び必要性

熊本県においては、8法内地域と同様に耕作放棄地の発生の懸念の大きい自然的・社会的・経済的不利、生産条件が不利な8法地域以外地域に対し、国のガイドラインを踏まえ、平成12年度(平成22年度に変更)より特認基準を次のとおり設定し、集落による取組を支援してきた。

[現行特認基準]

- 8法内特認
特認は設けない。
- 8法外特認
次のとおりとする。

対 象 地 域
次のいずれかに該当する地域
a 8法地域に地理的に接する農地
b 農林統計上の中山間地域 (中間農業地域または山間農業地域)
c 傾斜地等の農地等における多面的機能を確保する必要性は高いが、農業生産条件が不利で、耕作放棄地の発生の懸念が大きいと市町村長が認める地域で、次の(a)～(c)の要件を全て満たす地域
(a) 農業従事者割合が10%以上または、農業従事者の減少率が県平均以上の地域(旧市町村)
(b) DIDを含まない地域(旧市町村)
(c) 前対策で特認地域に指定されていた地域(旧市町村)

対 象 農 用 地
急傾斜農地 (田: 1/20以上、畑: 15度以上)
ただし、交付金の支給対象農地と営農上一体的な管理が必要な農地も国のガイドラインの範囲内で対象とする。

(補足説明)

対象地域の a 「8 法地域に地理的に接する農地」とは、8 法地域内の交付金支給対象農地と連担している一団の農地で、8 法内側農地と営農上一体的な管理が必要な農地をいう。

平成 22 年 7 月に、農林統計に用いる地域区分の改正（平成 20 年 6 月）に伴い、特認指定地域から外れることとなった一部地域を引き続き特認指定地域とすることを主たる目的として特認基準を見直し、c 要件を追加した。その際、対象地域の無制限な拡大防止並びに本県の調査により特認面積の上限規定に抵触するおそれがあったため、c 要件に「(c) 前対策で特認地域に指定されていた地域（旧市町村）」の要件を盛り込んだ。

しかし、市町村からは、ほぼ同様の農業生産条件の不利性や高齢化・過疎化が進行した地域でも対象となる地域とならない地域が生じたため、特認基準を緩和し地域による不均衡を改善するよう要望が行われていた。

また、平成 23 年 4 月に国の制度改正により上限規定が撤廃されたことから、(c) 要件を削除し、地域による不公平を是正することとしたい。

2 特認基準（案）

- 8 法内特認
特認は設けない。
- 8 法外特認
次のとおりとする。

対 象 地 域
次のいずれかに該当する地域
a 8 法地域に地理的に接する農地
b 農林統計上の中山間地域 (中間農業地域または山間農業地域)
c 傾斜地等の農地等における多面的機能を確保する必要性は高いが、農業生産条件が不利で、耕作放棄地の発生の懸念が大きいと市町村長が認める地域で、次の (a) かつ (b) の要件を満たす地域 (a) 農業従事者割合が 10%以上または、農業従事者の減少率が県平均以上の地域 (旧市町村) (b) DID を含まない地域 (旧市町村)

対 象 農 用 地
急傾斜農地 (田：1/20以上、畑：15度以上)
ただし、交付金の支給対象農地と営農上一体的な管理が必要な農地も国のガイドラインの範囲内で対象とする。

3 新たな基準による対象地域

特認基準	該当市町村
<p>a 8法地域に地理的に接する農地</p>	<p>※ 市町村の一部が8法地域に隣接しており、隣接する農地を有する可能性がある市町村（14市町村） 熊本市、八代市、荒尾市、玉名市、菊池市、宇城市、玉東町、長洲町、菊陽町、大津町、御船町、嘉島町、氷川町、錦町</p>
<p>b 農林統計上の中山間地域</p>	<p>※ 農林統計上の中山間地域 【中間農業地域】（8市町（11地域）） 熊本市（芳野村） 八代市（宮地村、日奈久町、二見村） 玉名市（月瀬村、石貫村） 宇城市（海東村） 玉東町（木葉村） 大津町（平真城村） 御船町（七滝村） 錦町（西村） 【山間農業地域】該当なし</p>
<p>c 傾斜地等の農地等における多面的機能を確保する必要性は高いが、農業生産条件が不利で、耕作放棄地の発生の懸念が大きい、と市町村長が認める地域で、次の（a）かつ（b）の要件を満たす地域 （a）農業従事者割合が10%以上または、農業従事者の減少率が県平均以上の地域（旧市町村） （b）DIDを含まない地域（旧市町村）</p>	<p>熊本市（河内町、小島町、中島村、藤富村、並建村、白石村、畠口村、浜田村、奥古閑村、中緑村、銭塘村、内田村、海路口村、川口村、守富村2-1、隈庄町、杉上村、豊田村、山東村、菱形村、田原村、山本村、吉松村、田底村） 宇城市（豊野村、豊川村、河江村、小野部田村、小川町） 玉名市（滑石村、大浜町、豊水村、伊倉町、梅林村、小田村、玉名村、大野村、睦合村、高道村、鍋村、横島町、小天村、玉水村） 荒尾市（清里村2-1） 玉東町（山北村） 長洲町（長洲町、清里村2-2、腹赤村） 菊池市（清泉村2-2、加茂川村、砦村、清泉村2-1、泗水村、田島村） 菊陽町（白水村） 大津町（陣内村、護川村2-1、錦野村2-1） 御船町（御船町、木倉村、豊秋村） 嘉島町（六嘉村、大島村） 八代市（竜峰村、金剛村、昭和村、千丁町、鏡町、有佐村2-1、文政村） 氷川町（宮原町、有佐村2-2、和鹿島村、吉野村、野津村） 錦町（木上村、一武村） 14市町</p> <p>注) 〃は、変更前からの対象地域</p>